

鳴門教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における教職経験を有する者  
に係る実習単位の免除に関する規程

令和 4 年 3 月 22 日

規程第 35 号

改正 令和 5 年 3 月 8 日規程第 12 号

令和 8 年 2 月 27 日規程第 11 号

令和 8 年 3 月 11 日規程第 77 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成 16 年学則第 1 号。）第 73 条第 5 項の規定に基づき、鳴門教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程（以下「専門職学位課程」という。）における、大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者に係る実習により修得する単位（以下「実習単位」という。）の免除の方法等について、必要な事項を定める。

(対象学生)

第 2 条 実習単位の免除を申請することができる者は、専門職学位課程高度学校教育実践専攻に所属する現職教員で、入学前に、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 26 条第 1 項に定める小学校等での一定期間以上の教職経験を有する者とする。

(免除する実習科目及び単位数)

第 3 条 免除することができる実習単位は、鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程別表第 7「3 実習科目」のうち、別表に定めるものとする。

2 免除することができる実習単位の上限は、10 単位とする。

(免除の申請)

第 4 条 実習単位の免除を受けようとする者は、実習責任教員に相談し、提出の承認を得たうえで、実習科目免除申請書（別記様式第 1 号）、教育・研究実績書（別記様式第 2 号）及び実習科目免除に係るレポート（別記様式第 3 号）を別表に定める提出期限までに、学生支援部教務課に提出しなければならない。

(実習単位の免除に係る審査)

第 5 条 実習単位の免除については、鳴門教育大学教務委員会規程（令和 8 年規程第 4 号）第 8 条の規定に基づき、鳴門教育大学教務委員会（以下「教務委員会」という。）に置く委員会で審査する。

2 前項の審査結果は、教務委員会の議を経るとともに、教授会の意見を聴いて、学長が許可するものとする。

3 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(認定書の交付)

第 6 条 実習単位の免除の認定を受けた者には、単位認定通知書（別記様式第 4 号）を交付するものとする。

(学籍簿への記入)

第7条 実習単位の免除の認定を受けた者の学籍簿には、当該授業科目の成績欄に「認定」と記入する。

(雑則)

第8条 本規程に定めるもののほか、実習単位の免除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学者から適用する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年度に入学した者については、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条，第4条関係）

所属する系	授 業 科 目	単位数	標準履修年次	提出期限
教科・総合系	教育課題フィールドワーク	2	1	当該実習科目を受講しようとする年度の5月15日
	教科教育実践フィールドワーク	8	2	} 当該実習科目を受講しようとする前年度の1月31日
	教育総合実践フィールドワーク	8	2	
教職系	教育課題フィールドワーク	2	1	当該実習科目を受講しようとする年度の5月15日
	教育実践フィールドワーク	8	2	当該実習科目を受講しようとする前年度の1月31日

※1月31日及び5月15日が土曜日又は日曜日に当たる場合は，その前日又は前々日を提出期限とする。

年 月 日

## 実習科目免除申請書

鳴門教育大学長 殿

所 属： コース  
学籍番号：  
氏 名：

鳴門教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における教職経験を有する者に係る実習単位の免除に関する規程第2条及び第4条に基づき、下記実習科目の免除を申請します。

記

### 1 実習免除を申請する理由

--

### 2 免除希望実習科目

実習科目名	単位数

※免除を希望する実習単位の上限は、合計10単位とする。

### 3 現在の勤務に至る小学校等\*の職歴

在職期間	勤務先名	職名等	在職年月数
年 月～ 年 月			年 月
年 月～ 年 月			年 月
年 月～ 年 月			年 月
年 月～ 年 月			年 月
年 月～ 年 月			年 月
年 月～ 年 月			年 月

※小学校等とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を指す。

実習責任教員	
--------	--

## 教育・研究実績書

鳴門教育大学長 殿

ふりがな		学籍番号
氏名		
〔教育実践・研究に関わる実績とその内容を箇条書きで記入してください。〕		

※ 記載欄は、必要に応じて別紙を添付してください。

## 実習科目免除に係るレポート

鳴門教育大学長 殿

ふりがな		学籍番号
氏名		
免除を希望する実習科目名：		
課題： 実習免除を希望する実習科目のシラバスを参照し、「授業の目的及び主旨・到達目標」について関連するこれまでの教育活動の内容を記述すること。		

※ 記載欄は、必要に応じて別紙を添付してください。

